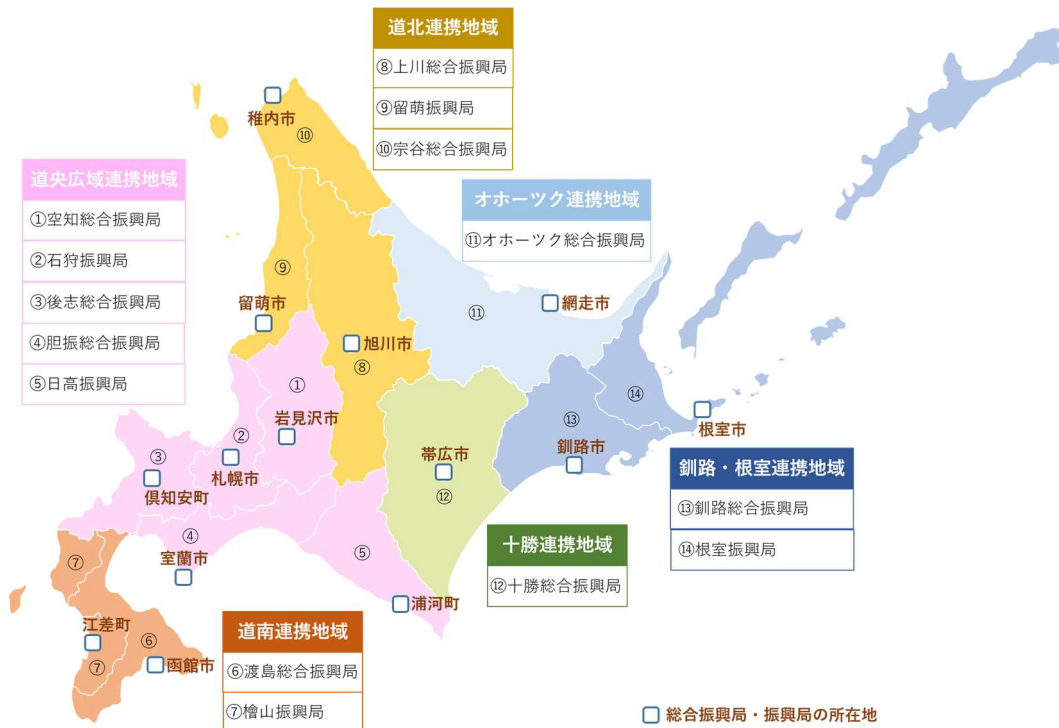


V 地域戦略

地域の特性や資源を活かした魅力ある地域づくりを進めていくためには、それぞれの市町村ごとの取組に加え、市町村の区域を越えた連携が重要であり、また、持続可能な地域づくりを進めていくためには、地域それぞれの特性や実情に応じ、都市と農山漁村、地域の中核となる都市と近隣の市町村など、広域的で多層的な連携・補完を行いながら、地域における多様な主体が一体となって取組を進めていくことが必要である。

このため、地域づくりの拠点である振興局が中心となって進める施策や、振興局の区域を越えた広域連携による施策について、基本的な方向性を「連携地域別政策展開方針」として提示し、地域戦略として位置づける。また、その推進に当たっては、重点戦略プロジェクトや基本戦略と一体で取組を展開する。



〈地域戦略推進の考え方〉

- 振興局ごとの地域特性や地域課題に応じた広域的な施策の推進
地域全体に波及する市町村の取組、市町村が相互に連携した広域的な取組など、単体の市町村では解決が難しい、あるいは、連携により一層効果が見込まれる取組を進める。
- 多様な主体による協働
地域特有の課題やニーズを十分踏まえて、地域住民をはじめ、企業、NPO など地域の関係者が一体となった取組を進める。
- 市町村とのパートナーシップ
道と市町村のスクラムをより一層強化し、市町村総合戦略と連携した取組を進める。
- 振興局の区域を越えた広域連携による施策の展開
地域課題の性質、効果や影響の及ぶエリアなどを勘案し、振興局の区域を越えたより広域的な連携を促進するなど、柔軟な発想のもとで施策の展開を図る。

VI 市町村戦略支援

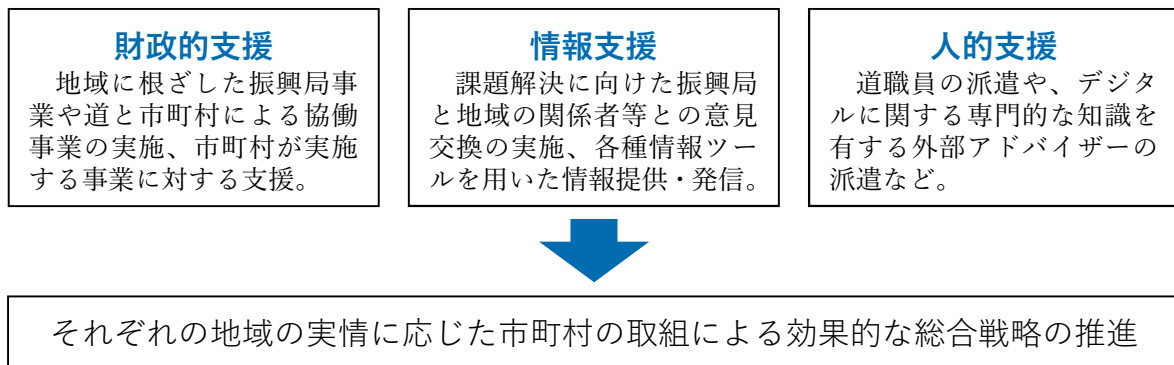
北海道の創生に向けては、総合戦略の着実な推進とともに、道と市町村が強固な連携のもとで課題の認識を共有し、総合戦略と市町村総合戦略との有機的な連携を図りながら、取組を一体的に推進することが重要である。

このため、「地域とともに考え行動する」という発想のもと、地域づくりの拠点である振興局を中心に、地域の実情に応じ、市町村総合戦略の着実な推進に資する市町村の創意工夫を活かした取組が行えるよう、「資金・人・情報」の3つの側面から積極的に支援を行う。

また、地域課題の解決に当たり、民間が有するノウハウの活用が求められるものについては、「ほっかいどう応援団会議」などを通じた支援の充実を図る。

■ 取組の構成

各自治体が創意工夫しながら、効果的な事業を立案・実施することが出来るよう、次の施策を展開。



1 財政的支援

(1) 地域づくり総合交付金

地域の課題解決や地域活性化を図るため、市町村等の創意あふれる主体的な取組を支援。

(2) 地域政策推進事業費

個性ある地域づくりを推進するため、振興局自らが地域との連携・協働のもと、政策形成から事業展開まで一貫して地域に根ざした政策を実施。

(3) 国の地方創生関係交付金の活用に向けた支援

市町村がデジタルの活用等による地域創生に資する施策に継続的・安定的に取り組むことができるよう、国の地方創生関係交付金の活用に向けた適切な助言等相談対応を実施。

(4) ふるさと納税の活用に向けた支援

ふるさと納税制度の活用促進のため、研修会や相談会の開催、民間ポータルサイトと連携した取組を実施するほか、「ほっかいどう応援団会議」等を通じ、市町村と企業とのマッチング機会の拡大に向けた取組などを実施。

2 情報支援

(1) 市町村の課題把握と情報共有

振興局が中心となって、市町村戦略の検討の場などへの参画や地域づくり連携会議の開催などにより、市町村が抱える課題やニーズをきめ細かく把握・共有し、地域の実情に応じた市町村の取組を支援。

(2) 市町村の取組に資する情報の提供

道内各地の先駆的な取組事例などを紹介する北海道創生ジャーナル「創る」の発行や先進的、特徴的な取組事例のHP掲載などにより、先行事例を紹介。また、地域創生に資する道の取組に関する情報の提供や国の新制度等に関する市町村からの相談対応を実施。

(3) 特定地域づくり事業協同組合制度の周知、認定

地域の年間を通じた安定的な雇用環境を整備し、地域の担い手を確保するため、都道府県知事の認定により、事業協同組合が、労働者派遣事業を届出で実施することや国や市町村から財政支援を受けられることを可能とする本制度について、その仕組みやメリットの周知に努め、積極的な活用をサポートするとともに、適切に認定を行う。

(4) 各種計画を通じた地域の関係者間の情報共有

まちづくりを支える交通ネットワークの維持・確保に向けた地域公共交通計画の推進など各種計画の方向性を踏まえた施策展開が出来るよう、必要な助言を行うなど、市町村の課題解決に向けて協力。

3 人的支援

(1) 地域振興派遣などの職員派遣

広域性やモデル性の高い取組等を推進する市町村に対し、地域創生枠として、振興局長の裁量による道職員の派遣や、短期的に地域に出向き地域振興の取組を支援する「地域創生出張サポート制度」などによる支援を実施。

(2) 市町村のデジタル化の支援

自治体DXの推進に向けて、デジタルに関するノウハウや人材の不足に課題を持つ市町村に対し、専門的知識を有するアドバイザーを道が確保し、派遣して相談対応するなどの取組により、市町村のデジタル化を支援。

(3) 地域おこし協力隊へのサポート

地域活性化に重要な存在となっている地域おこし協力隊員の更なる確保や任期後の定住に向け、ほっかいどう協力隊ワンストップ窓口の設置や協力隊専用ポータルサイトの開設など、隊員及び市町村に対する各段階の支援を効果的に実施。